

経済部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

経済部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、会計年度任用職員の任免については、人事課長ま

で合議をする必要があるとされているが、雇用促進事業に係る会計年度任用職員の任免において、人事課長に合議することなく決定されていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(経済企画課)

イ 職員の服務の宣誓に関する条例によると、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされているが、雇用促進事業に係る会計年度任用職員の任用において、宣誓書に署名がされていなかったので、今後は、職員の服務の宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(経済企画課)

(2) 収入に関する事務

手数料条例では、手数料は申請又は請求の際に徴収すると規定されているが、農業振興地域に関する証明書の交付において、実際には手数料の徴収日（6月22日）と同日に収納を確認した後、証明書を交付していたものの、証明書の交付日付が6月10日となっていたので、今後は、手数料条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農業振興課)

(3) 支出に関する事務

ア スタートアップ支援事業等の実施に係る「公益財団法人横須賀市産業振興財団が行うスタートアップ支援事業等に関する協定書」によると、同財団への負担金の交付について、その一部を前金払により4月までに支払うこととされているが、その期限を過ぎて交付していたので、今後は、同協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(創業・新産業支援課)

イ YRPセンター1番館の建物賃貸借契約に基づく月々の賃料及び共益費の支出について、建物賃貸借契約書によると、毎月25日までに当月分を支払うものとすると規定されている。しかし、当月分賃料及び共益費について翌月に支出されていたので、今後は、同建物賃貸借契約書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(創業・新産業支援課)

(4) 財産管理に関する事務

公有財産の評価額の改定が令和3年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったので、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農 業 振 興 課)